

宮崎県備蓄基本指針

平成 28 年 12 月

(令和 6 年 3 月改定)

宮崎県総務部危機管理局危機管理課

－目次－

I	総則	
1	基本指針策定の目的	1
2	基本指針策定に当たっての考え方	1
II	基本的な考え方	
1	県民による備蓄に係る基本的な考え方	2
2	県及び市町村による備蓄に係る基本的な考え方	3
III	県及び市町村の備蓄目標	
1	備蓄目標を定める上での想定災害	5
2	対象者	5
3	目標を定める物資	6
4	物資の必要量の算定方法	7
5	県及び市町村の備蓄目標	10
6	計画策定及び備蓄の推進	12
IV	指針に基づく備蓄推進のための取組	
1	県民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上	13
2	流通備蓄による物資調達体制の強化	13
3	県及び各市町村での情報共有	13

I 総則

1 基本指針策定の目的

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるためには、県や市町村、県民、事業所等の各主体が連携・協力しながら総力をあげて対処する必要がある。

この基本指針は、災害対策基本法及び宮崎県地域防災計画に基づき南海トラフ地震等の大規模災害に備えた備蓄体制を構築し、県・市町村の役割分担や備蓄目標を定めることにより、計画的な備蓄を推進することを目的とする。（

2 基本指針策定に当たっての考え方

大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内の物資調達が困難になるとともに、国や他都道府県からの支援もすぐに届かないことが想定される。このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国等の支援が本格化されるまでの間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、県民自らが行うことを基本とするとともに、県及び市町村は、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄することとする。

また、平成27年3月30日に国が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」によると、国が行う支援は「遅くとも3日目までに被災県の広域物資輸送拠点に届くよう調整する」とされており、国等からの支援が本格化するのは、発災から4日目以降になるものと想定される。

以上のことから、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合は、少なくとも発災から3日間は県内で県民、市町村、県それぞれの各主体が備蓄等を行った物資を活用し、連携・協力して対処する必要がある。

Ⅱ 基本的な考え方

1 県民による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 家庭における備蓄

- ・ 発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日間分（可能な限り1週間分程度）の備蓄に努める。
- ・ 家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。
- ・ 特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。
- ・ 避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

- ・ 発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

(3) 自治会等（自主防災組織を含む。）における備蓄

- ・ 発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治会等の組織単位で資機材等の整備や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

2 県及び市町村による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は県民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町村は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

(1) 県及び市町村の役割

ア 市町村の役割

- ・基礎的な地方公共団体として、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。
- ・発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

イ 県の役割

- ・広域自治体として市町村からの要請等に応じて、物資を供給することができるよう、現物備蓄や流通備蓄からの調達に努める。

(2) 備蓄する品目

ア 市町村が行う備蓄

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な「食料、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、マスク、手指消毒液」を中心とし、地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

イ 県が行う備蓄

避難所避難者等の支援に必要不可欠な物資として、「食料、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、マスク、手指消毒液」を優先して計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

断水時の飲料水の供給については水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、要請に応じて市町村に飲料水を速やかに供給できるよう、ペットボトル等の飲料水の流通備蓄をはじめとした調達体制整備に努める。

ウ その他

上記ア、イに記載する物資のほか、女性、妊産婦、乳幼児及び要配慮者向けの物資については、県及び市町村の備蓄状況等を共有の上、今後のあり方を検討し、現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

(3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため市町村及び県が行う発災から3日目までの流通備蓄からの調達は次のとおり行うことを基本とする。

ア 市町村による流通備蓄からの調達

各市（町村）は可能な限り物資の運搬が容易な市（町村の場合は郡）域内の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。

イ 県による流通備蓄からの調達及び総合調整

県は必要に応じて、県内の民間事業者等から物資を調達し市町村を支援するとともに、県内全域及び県外の民間事業者等からの物資調達に関する総合調整を行う。

Ⅲ 県及び市町村の備蓄目標

1 備蓄目標を定める上での想定災害

(1) 県の想定災害

県の備蓄目標を定める上で想定する災害は、想定される被害が最大である南海トラフ地震とする。また、被害の想定は「県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定について（令和2年3月）（以下「南海トラフ巨大地震被害想定」という。）」の想定ケースのうち、被災1日後の避難者が多い想定ケース①を用いる。

なお、物資の必要量を算定する基礎となる「避難者数」は、上記ケースの「避難所避難者数」に「避難所外避難者数」のうち車中泊避難者数の推計数を加えたものとし、以下の数とする。（※）

備蓄物資算定用の避難者数

避難所避難者数（約 19.6 万人）＋車中泊避難者推計数（約 7.3 万人）＝約 26.9 万人

※ 「避難所避難者」は、自宅で生活することが困難となり避難所（公民館・学校等）に避難する者である。「避難所外避難者」は、公民館や学校等の避難所以外であって、在宅、旅館・ホテル、親族及び知人宅、さらには車中などで避難生活する者である。避難所外避難者のうち車中泊避難者は、避難所避難者と同様に物資調達が困難であると想定し、備蓄物資算定用の避難者数に加えた。車中泊避難者数は、平成28年熊本地震における車中泊避難者の割合から推計した。（避難所外避難者（約 11.2 万人）×車中泊避難割合（約 65%）＝約 7.3 万人）

なお、車中泊避難者を想定したことについては、災害時にはプライバシーの確保など様々な事情で車中泊避難を選択せざるを得ない避難者が現実的に存在することを考慮したものであり、避難者の状況把握が困難であること、災害関連死及び健康被害リスクがあること等から、車中泊避難を推奨するものではないことに留意が必要である。

(2) 市町村の想定災害

市町村の備蓄目標を定める上で想定する災害は、次のアからエのうち、当該市町村における被災後の避難者数が最も多い災害とする。

- ア 南海トラフ巨大地震被害想定 想定ケース①（被災1日後）
- イ 南海トラフ巨大地震被害想定 想定ケース②（被災1日後）
- ウ 市町村の地域防災計画等で想定している災害
- エ 市町村の過去に発生した災害

2 対象者

備蓄物資供給の対象となる者は、「避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者で、現に最低限必要な生活関連物資を得る手段がない者」とする。

3 目標を定める物資

県は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な次の物資を対象として備蓄目標を定める。また、市町村は、次の物資や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定める物資を決定する。

(1) 県が備蓄目標を定める物資

ア 食料（主食）

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、簡易に調理可能又は調理不要なもので、食物アレルギー疾患への対応等に配慮した主食系の食料の備蓄を図る。

(7) 一般向けの食料

長期保存用のアルファ化米又は調理不要なレトルト食品を中心に備蓄を図る。

(イ) 要配慮者向けの食料

幼児や高齢者などの要配慮者を考慮した、おかゆ（アルファ化米・レトルト）などの食料の備蓄を図る。

イ 乳児用粉ミルク又は液体ミルク

乳児の生命維持のために最低限必要な物資として、乳児用粉ミルク又は液体ミルクの備蓄を図る。なお、一定数は食物アレルギー疾患への対応等にも配慮の上、備蓄を行う。

ウ 毛布等

災害発生初期に体を保温できる物資として毛布等の備蓄を図る。なお、エマージェンシーブランケット（極薄素材で作られた防風・防寒用の防水シート類）等についても、毛布の代用品とすることができるものとする。

エ 乳児・小児用おむつ

乳児・小児の生活に欠かせない物資として乳児・小児用おむつの備蓄を図る。

オ 大人用おむつ

介護を要する高齢者等の要配慮者の生活に欠かせない物資として大人用おむつの備蓄を図る。

カ 携帯・簡易トイレ

災害時には上水道や下水道施設の破損等により、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、携帯・簡易トイレの備蓄を図る。なお、マンホールトイレの整備等のハード対策も考慮した上で、備蓄を行う。

キ トイレトペーパー

トイレに必要な物資としてトイレトペーパーの備蓄を図る。

ク 生理用品

女性の生活に欠かせない物資として生理用品の備蓄を図る。なお、品目の選定に際しては、利用者の意見（生理用ナプキンであれば長さ、厚み及びその他仕様等）を踏まえながらなるべく汎用性の高いものを選定する。

ケ マスク

避難所への避難者の感染症対策に必要な物資としてマスクの備蓄を図る。

コ 手指消毒液

避難所への避難者の感染症対策に必要な物資として手指消毒液の備蓄を図る。

サ 飲料水

ペットボトル（500ml 又は 2L）入り飲料水の備蓄を図る。

（2）市町村が備蓄目標を定める物資

発災初期の生命維持や生活に最低限必要となる上記物資を参考として、地域の事情を考慮した上で備蓄を図る。なお、物資によっては、市町村が運営する児童福祉施設や医療機関、市町村社会福祉協議会等、地域の状況に応じて連携して備蓄を図ることも考えられる。（例えば、児童福祉施設において平時から使用している乳児用ミルクや乳児用おむつを多めに購入し、ローリングストック法により備蓄を図る等）

4 物資の必要量の算定方法

備蓄目標を定める上で想定する災害の発災後 3 日間に避難所避難者等が最低限必要とする物資の必要量は、次により算定することを基本とする。なお、これは「最低限必要とする数量」の算定であり、実際の備蓄数量は、配布方法等を踏まえる必要があることに留意する。（例えば、生理用品を枚数単位で配布するのではなく、パック単位で配布することを想定する場合は、対象人数×パック数を備蓄数量とする等）

（1）食料（主食）

ア 一般向けの食料

大規模災害発生初期の混乱時であること等を考慮し 1 日 2 食として、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times (1 - (0 \sim 1 \text{ 歳人口比率} + 0.005^{*2})) \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日間}$$

イ 要配慮者向けの食料

大規模災害発生初期の混乱時であること等を考慮し1日2食として、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times (1 \text{歳人口比率} + 0.005^{*2}) \times 2 \text{食} \times 3 \text{日間}$$

(2) 乳児用粉ミルク又は液体ミルク

次により必要数量を算定し、必要数量の10%は食物アレルギー疾患患者に対応した物資とする。

ア 乳児用粉ミルク

1日一人当たり140gとして、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times 0 \text{歳人口比率} \times 140 \text{g} \times 3 \text{日間}$$

イ 乳児用液体ミルク

1日一人当たり1リットルとして、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times 0 \text{歳人口比率} \times 1 \text{リットル} \times 3 \text{日間}$$

(3) 毛布等

一人当たり1枚として、次により必要枚数を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times 1 \text{枚}$$

(4) 乳児・小児用おむつ

乳児・小児用おむつは一人1日当たり8枚として、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times 0 \sim 3 \text{歳人口比率} \times 0.9^{*1} \times 8 \text{枚} \times 3 \text{日間}$$

(5) 大人用おむつ

大人用おむつは一人1日当たり8枚として、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times 0.005^{*2} \times 8 \text{枚} \times 3 \text{日間}$$

(6) 携帯・簡易トイレ

一人1日当たり5回として、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} (1 - (0 \sim 3 \text{歳人口比率} \times 0.9^{*1} + 0.005^{*2})) \times \text{断水率}^{*4} \times 5 \text{回} \times 3 \text{日間}$$

(7) トイレトーパー

一人1日当たり必要量0.18巻^{*5}として、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times 0.18 \text{巻} \times 3 \text{日間}$$

(8) 生理用品

一人1期間(7日間)当たり30枚として、次により必要数量を算定する。

$$\text{避難者数}^{*1} \times 12 \sim 51 \text{歳女性人口比率} \times 30 \text{枚} \times 3 / 7^{*6} \times 1 / 4^{*7}$$

(9) マスク

一人1日当たり1枚として、次により必要数量を算定する。

避難者数^{*1}×1枚×3日間

(10) 手指消毒液

一人1日当たり30ミリリットルとして、次により必要数量を算定する。

避難者数^{*1}×30ミリリットル^{*8}×3日間

(11) 飲料水

飲料水は一人1日当たり3リットルとして、次により必要数量を算定する。

避難者数^{*1}×3リットル×3日間

※1：想定する災害発災1日後の避難所避難者数及び車中泊避難者数

※2：避難者における要介護の高齢者を想定したもの

※3：0～3歳児のうち90%の使用を想定（「紙おむつ排出量推計（第一次報告）」（2020年2月12日（一社）日本衛生材料工業連合会）報告書）

※4：想定する災害発災1日後の断水率

※5：経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算したもの（トイレトペーパー60m巻想定）

※6：一人1期間（7日間）当たりのうち3日間分（1日目～3日目）

※7：生理期間を4週に1回と想定したもの

※8：1プッシュ（3ミリリットル）、10回使用を想定

5 県及び市町村の備蓄目標

災害発生時には、県民は、避難する際に自ら備蓄している物資を可能な限り避難所等へ持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等へ持参できない県民が3分の2程度発生すると想定して、市町村及び県の備蓄目標を定める。

また、避難所避難者等への物資供給は市町村が行うことを基本とするが、大規模災害においては市町村が被災し物資調達が困難となることも考慮し、県及び市町村の備蓄目標を次のとおり定める。

(1) 市町村の備蓄目標

市町村は、南海トラフ地震等の大規模災害の発災から3日目までの必要量のうち、最低3分の1の物資を現物備蓄及び流通備蓄により調達するよう努める。

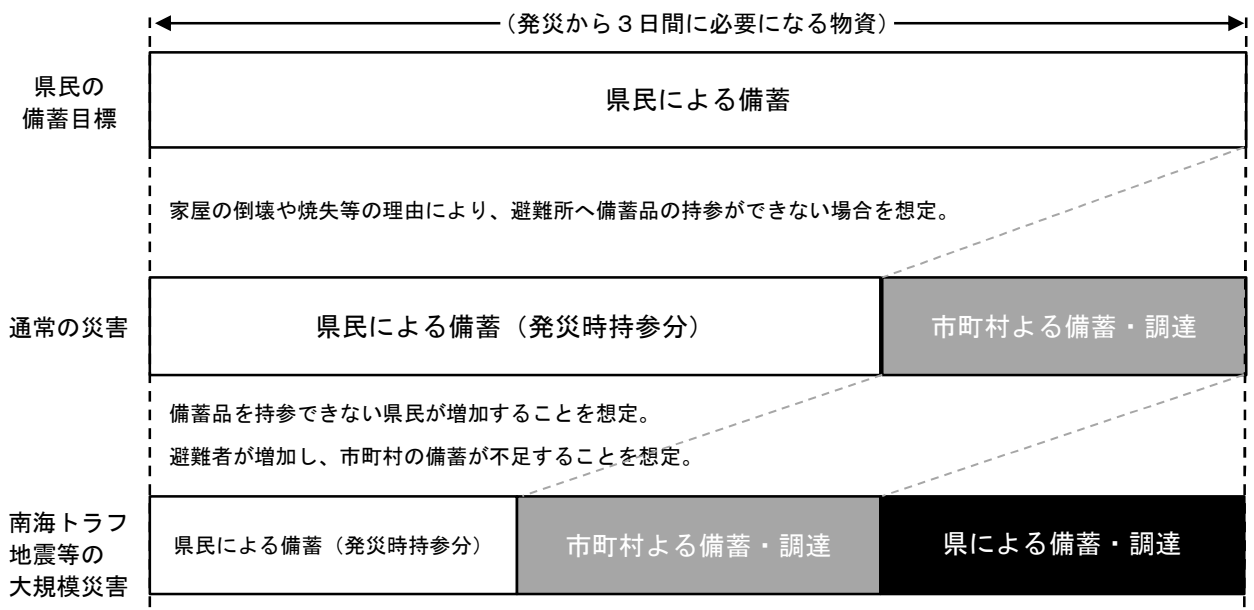
市町村は平時から、災害時に流通備蓄で調達できる物資の数量の把握に努め、地域の実情に応じて現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備を図る。

(2) 県の備蓄目標

県は、南海トラフ地震等の大規模災害の発災から3日目までの必要量のうち、最低3分の1の物資を現物備蓄及び流通備蓄により調達するよう努める。

県は平時から、災害時に流通備蓄で調達できる物資の数量の把握に努め、現物備蓄及び流通備蓄による調達体制整備を図る。

備蓄目標のイメージ



なお、大規模災害発災後3日間における避難者等の物資確保については、「Ⅰ総則」及び「Ⅱ基本的な考え方」も踏まえ以下の図のとおり想定する。

災害発生時の物資確保に関するタイムライン

想定時間	避難者等の物資	県民・事業所・自治会等	市町村	県	国等
発災前		3日分(可能な限り1週間分程度)の食料、飲料水、その他の生活必需物資を備蓄 自助での備蓄	被災者の保護を行うため、最低限必要な生活関連物資や避難所運営に必要な資機材を中心に備蓄	必要不可欠な物資として食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレを優先して備蓄	
災害発生					
1日目	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等へ避難 共助での備蓄 <ul style="list-style-type: none"> 事業所の備蓄提供 自治会の備蓄提供 		<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設 避難者へ現物備蓄の提供 協定による物資供給依頼 不足物資の情報収集 市町村の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援要請 協定による物資供給依頼 不足物資の情報収集 広域物資輸送拠点開設 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・プッシュ型支援の決定 ・物資調達開始 【他道府県】 ・支援物資の提供決定
2日目		<ul style="list-style-type: none"> 不足物資の情報報告 	<ul style="list-style-type: none"> 流通備蓄確保、供給 不足物資の情報報告 炊き出し等の実施 流通備蓄(市町村) <ul style="list-style-type: none"> 県からの物資受取、避難者へ物資提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へ現物備蓄の提供 県の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・物資輸送開始 【他道府県】 ・支援物資の輸送開始
3日目			<ul style="list-style-type: none"> 県からの物資受取、避難者へ物資提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へ流通備蓄の提供 流通備蓄(県) <ul style="list-style-type: none"> 他県からの物資受取、市町村へ輸送 国からの物資受取、市町村へ輸送 	<ul style="list-style-type: none"> 他県からの支援物資 プッシュ型支援物資
4日目			<ul style="list-style-type: none"> プッシュ型支援物資受取 他道府県からの支援物資受取、避難所へ物資提供 		

※:「避難者等の物資」欄の矢印の濃淡は物資量を表す。

6 計画策定及び備蓄の推進

県及び市町村は、本指針に基づき備蓄品目、必要量、備蓄の方法等を定めた計画を策定し、計画に沿った備蓄の推進に努める。なお、現物備蓄については物資の消費期限等も考慮して計画を定めるものとする。

IV 指針に基づく備蓄推進のための取組

今後、県及び市町村が本指針に基づき備蓄推進の取組を実施するにあたっては、次の点に留意し行うこととする。

1 県民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

県及び市町村や防災関係機関が連携し、県民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、県民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

2 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する本県の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。

また、既に締結している協定等については、調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

3 県及び各市町村での情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有を図る。あわせて、市町村においては、既存の市町村間の取組（各種協定及び協議会等）を通じた連携体制の構築を図る。